

三重大学医学部公欠に関する申合せ

- 1 医学部学生の専門科目の公欠の取扱いについては、この申合せの定めるところによる。
- 2 所定の手続きにより公欠と認められた場合は欠席回数には算入しない。
- 3 次の各号に定めるものによる欠席を公欠とする。
 - (1) 忌引き
 - ア 父母・子・配偶者 連続7日間（休・祝日を含む）
 - イ 祖父母・兄弟姉妹 連続3日間（休・祝日を含む）
 - ウ 伯叔父母・曾祖父母 1日間（休・祝日を含む）
 - (2) 学校感染症（学校保健安全法施行規則第19条に定める出席停止期間の基準に定められた期間または医師の診断により出席停止を必要とされた期間）
 - (3) 災害、交通機関の不通または遅延
 - (4) その他学生が所属する学科の教務委員会が認めたもの。

（例として学会発表や出席、他病院の見学・実習、就職試験、正規の構成員として所属している課外活動の公式試合参加（西医体またはそれと同等以上の大会に所属課外活動団体が出場する場合。大会において公式に実施される前日練習・ミーティング等を含む。））

※練習試合・合宿等は含まれない。
- 4 3（1）～（3）に定める理由による公欠を希望する場合は事後（公欠事由消滅後1週間以内）に所属する学科の教務委員長に願い出るものとする。
- 5 3（4）に定める理由による公欠を希望する場合は事前（授業を欠席する日の前月20日まで）に学生が所属する学科の教務委員長に公欠の審議を願い出るものとする。
- 6 授業担当教員は公欠とされた日数に応じ、学生が該当授業で修得すべき知識・技術を十分に身に着けられるよう、必要に応じ、補習・再実習等の措置を取らなければならない。

2023.12 改訂